

岡監第20号
令和3年4月19日

請求人

(氏名省略) 様

請求人代理人

弁護士 水谷 賢 様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 德
同 赤 木 一 雄
同 高 橋 雄 大

岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和3年2月19日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求人

(住所省略)

(氏名省略)

2 請求人代理人

岡山市北区春日町5番6号

岡山市勤労者福祉センター2階

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

弁護士 水谷 賢

3 請求書の提出日

令和3年2月19日

4 請求の内容

請求人が提出した岡山市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

岡山市職員措置請求書

岡山市監査委員 御中

令和3年2月18日

請求者代理人 弁護士 水谷 賢

第1 請求者

(郵便番号省略) (住所省略)

請求者 (氏名省略)

〒700-0905 岡山市北区春日町5番6号

岡山市勤労者福祉センター2階

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

電話 086-231-1141 fax 086-803-3677

代理人弁護士 水谷 賢

上記、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

第2 措置請求の要旨

請求者は岡山市に住所を有する者であるが（甲1）、令和2年1月1日付けの岡山市とA株式会社（甲2：以下「A」という）間の保証契約は次の通り違法な契約であるので是正を求める。

1 基本契約

（1）株式会社B（甲3：以下「B」という）は平成29年度一般競争入札により、岡山市足守地区におけるごみ収集等業務を落札し（甲4：落札金額税込174,960,000円）、岡山市は平成30年2月1日、Bとの間で同業務委託契約を締結した（甲5：以下「基本契約」という）。この基本契約の契約保証人は株式会社C（甲6）とされているが、同会社は令和2年1月1日に解散されている。

（2）Bは令和元年12月12日、岡山市長に、令和2年1月1日付けて、岡山市足守地区におけるごみ収集等委託業務をD株式会社に譲渡する旨の「委託譲渡届出書」（甲7）を提出した。

2 保証契約

岡山市は令和2年1月1日、Aとの間で、基本契約の（譲受）受託者D株

式会社の契約保証人をAとする保証契約を締結した（甲8：以下「本件保証契約」という）。

3 本件保証契約の違法

本件保証契約は、保証人となる資格がないAを保証人とする違法な契約である。

（1）保証人となる資格の定め

「地方自治法施行令第167条の6及び岡山市契約規則第5条の規定による平成29年12月20日付けの岡山市の公告」（甲9：以下「公告」という）の1（8）では、契約保証人1人（詳細は共通事項のとおり）を確保することを、「一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項」の9（3）では「契約保証人は落札者と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。落札者と同等以上の資力及び資格能力を有する者とは「公告2 入札に参加する者に必要な資格」をすべて満たす者」とそれぞれ定めている。

公告2（6）で「入札に参加する者に必要な資格」として、「平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計において3,760t以上的一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有すること。実績については、環境事業課において確認できる量とする」、同（7）で「過去3年間にわたり安定した経営状態で事業を継続しており債務超過に陥ってないこと」と規定する。

（2）保証人資格の欠格

契約保証人のAは令和1年7月16日に設立され（甲2）、同年12月16日に岡山市長に一般廃棄物処理業許可申請をして（甲10、11）、令和2年1月1日付けで同許可を受けているのであるから（甲12）、過去3年間の合計において3,760t以上的一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有していない。

このため、Aは「入札に参加する者に必要な資格をすべて満たす者」にあたらず保証人となる資格がないことが明らかである。

請求者はこの点につき岡山市長に質問したところ、令和2年8月25日付で「契約保証人として問題ないと判断しました」との回答を受けた（甲12）。しかし、本件保証契約は、保証人となる資格がないAを保証人とする違法な契約であるため、岡山市職員措置請求に及んだ。

第3 事実証明文書

甲1 履歴事項全部証明書（株式会社E）

甲2 履歴事項全部証明書（A株式会社）

甲 3 履歴事項全部証明書（株式会社B）
甲 4 入札結果（平成20年4月24日）
甲 5 委託契約書
甲 6 履歴事項全部証明書（株式会社C）
甲 7 委託譲渡届出書
甲 8 保証契約書
甲 9 公告（抜粋）
甲 10 一般廃棄物処理業（更新）許可申請書
甲 11 誓約書
甲 12 一般廃棄物処理業許可証
甲 13 令和2年8月13日付けの質問状について（回答書）
(以上、内容は原文のまま掲載。ただし、添付書類は省略した。)

5 請求の受理

本件措置請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年2月24日付けでこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

岡山市とA株式会社（以下「A」という。）との間の令和2年1月1日付け保証契約（以下「本件保証契約」という。）が、資格のない者と締結した違法又は不当な契約であるか否か、及び、本件保証契約によって、岡山市に損害が発生したか否か又は発生するおそれがあるか否かについて監査を行う。

2 監査対象部局

環境局環境部環境事業課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年3月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、環境局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

措置請求の要旨は、令和2年1月1日付けの岡山市とAとの間の保証契約は、違法な契約であるので是正を求めることがある。

4 関係職員の陳述

令和3年3月19日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

請求人から契約保証人の妥当性について疑義がある旨の書面が、環境事業課に提出されていたが、その書面では、本件措置請求で指摘をされた一般競争入札の公告を根拠とした違法性の主張は読み取れず、環境事業課としては、Aは契約保証人として足守地区のごみ収集における保証債務の履行が可能であると判断し、問題ないと回答していた。しかし、本件措置請求で一般競争入札の公告における記載の指摘を受け、改めて公告を確認したところ、収集実績に関する契約保証人の要件の記載があり、Aはこの要件を満たしていないことを確認した。受託者である株式会社F（D株式会社から商号変更。以下「F」という。）に対し、公告で定める要件をすべて満たす契約保証人を選定し、保証人承認願を提出するよう指導し、保証人承認願提出後は、環境事業課において審査、承認し、令和3年3月16日付で、新たな契約保証人と保証契約を締結したため、現在は是正している。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 岡山市契約規則（抜粋）

第35条第1項

市長は、契約の相手方に対し、契約保証人1人以上を立てさせなければならない。

（後略）

第35条第2項

前項の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力を有する者でなければならない。

第35条第3項

前項の規定にかかわらず、物品の製造等の完成を保証する場合の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。

第35条第5項

契約の相手方は、契約保証人を立てるときは、保証人承認願を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第35条第6項

契約保証人は、前項の承認があったときは、契約締結の日までに保

証契約書を作成のうえ、記名押印しなければならない。

第35条第7項

市長は、契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときは、契約の相手方に対し、他の保証人を立てさせなければならない。

イ 委託契約書（抜粋）

第2条

乙（「契約の相手方」をいう。）は、この契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延利息、違約金その他の損害金を支払うこと及びこの契約による債務を履行しない場合に乙に代わって自ら債務を履行することを保証するため、契約保証人1人以上を立てなければならない。

- 2 前項の契約保証人は、乙と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。
- 3 乙は、契約保証人を立てるときは、所定の様式による保証人承認願を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 乙は、前項の承認があったときは、契約保証人に、この契約締結の日までに保証契約書を作成の上、記名押印させなければならない。
- 5 乙は、契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときは、他の契約保証人を立てなければならない。

ウ 一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項（抜粋）

9 契約保証人又は契約保証金について

- (3) 契約保証人の場合、契約保証人は落札者と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。落札者と同等以上の資力及び資格能力を有する者とは、「公告2 入札に参加する者に必要な資格」をすべて満たす者。

エ 平成29年12月20日付け公告（抜粋）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び岡山市契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿役務部門の業種「廃棄物」業種細区分「一般廃棄物の収集運搬」又は「その他廃棄物」に登載されていること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。

- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 岡山市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者又は岡山市から家庭系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務を受託した実績を有する者であること。
- (6) 平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計において3,760t以上の一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有すること。実績については、環境事業課において確認できる量とする。
- (7) 過去3年間にわたり安定した経営状態で事業を継続しており、債務超過に陥っていないこと。
- (2) 本件保証契約に係る事実（事実を認定した証拠）
- ア ごみ収集等業務委託契約及び保証契約の締結
- (ア) 岡山市は、平成30年2月1日、株式会社B（以下「B」という。）とごみ収集等業務委託（足守地区）契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した（委託契約書（甲5））。
- (イ) 岡山市は、同日、株式会社C（以下「C」という。）と本件基本契約に係る保証契約を締結した（保証契約書）。
- イ 本件基本契約の契約者の地位の譲渡
- (ア) Bは、令和2年1月1日、D株式会社に対し事業譲渡及び委託の譲渡を行った（委託譲渡届出書（甲7）及び事業譲渡契約書写し）。
- (イ) D株式会社は、令和2年1月2日、Fに商号を変更した（履歴事項全部証明書）。
- ウ 本件保証契約の締結
- Cが令和2年1月1日に解散したことにより（閉鎖事項全部証明書（甲6）），岡山市は、令和2年1月1日付けでCに代わる契約保証人としてAと本件保証契約を締結した（保証契約書（甲8））
- エ Aについて
- (ア) 令和元年7月16日に成立した（履歴事項全部証明書（甲2））。
- (イ) 令和元年12月16日に岡山市へ一般廃棄物処理業の許可を申請し（一般廃棄物処理業（更新）許可申請書（甲10）），令和2年1月1日一般廃棄物処理業の許可を受けた（一般廃棄物処理業許可証（甲12））。
- オ 新たな保証契約の締結
- 岡山市は、令和3年3月16日に有限会社G（以下「G」という。）と本件基本契約に係る保証契約（以下「本件新保証契約」という。）を締結した（保証契約書）。

カ 本件保証契約の終了

岡山市は、令和3年3月30日付けでAと本件保証契約を合意解除した（合意解除契約書）。

2 判断

(1) 本件保証契約の違法性又は不当性について

前項(1)によれば、委託契約の中途で契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときに立てられるべき他の契約保証人は、「平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計において3,760t以上的一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有すること」、「過去3年間にわたり安定した経営状態で事業を継続しており、債務超過に陥っていないこと」の要件をいずれも満たしていることが必要である。

しかし、Aは、令和元年7月16日に成立した会社であり、また、前記各要件を満たす他の事業者から事業譲渡を受けた等の特段の事情も認められないから、前記各要件を満たさないことが明らかである。

したがって、本件保証契約は、契約保証人の要件を満たしていない者の契約として少なくとも不当性を有すると言わざるを得ず、請求人の主張には理由がある。

(2) 本件保証契約による岡山市の損害の有無について

ア Aが契約保証人であった期間（令和2年1月1日から令和3年3月30日まで）に、本件保証契約に起因する岡山市の損害があったかどうかについて検討するうえで、まず、この期間の本件基本契約の履行状況を検討する。

環境事業課から提出された収集作業報告書、検査報告書及び継続的経費支出明細書によれば、Fは、毎月の委託業務が完了したとき収集作業報告書を提出し、これを受理した環境事業課は、検査を実施し、合格後に委託料を支払っていることが認められる。したがって、令和2年1月1日から令和3年3月30日までの本件基本契約は、適正に履行されたと認められる。

イ 次に、この期間の本件保証契約の履行状況を検討する。

前記のとおり本件基本契約は適正に履行されており、契約保証人であるAが、Fに代わって委託業務に従事した事実は認められない。

ウ 以上を踏まえて、この期間に係る岡山市への損害の有無について検討する。

請求人が主張するように、受託者と同等以上の資力及び資格能力を有しない契約保証人が受託者に代わって委託業務に従事すれば、業務が適切に行われない可能性があることから、岡山市に何らかの損害が

発生するおそれがないとは言えない。しかし、令和2年1月1日から令和3年3月30日までの期間に、本件基本契約は適正に履行されていたから、本件保証契約に起因して市に損害が発生したとは認められない。

(3) 本件保証契約は、令和3年3月30日付けで合意解除されたから、本件保証契約によって岡山市に損害を発生させるおそれは消滅した。

(4) 本件新保証契約について

ア 令和3年3月19日の関係職員の陳述の際に、岡山市は令和3年3月16日に新たな保証人(G)と保証契約を締結したとの説明があり、その後、環境事業課から関係書類の提出を受けた。そこで、新保証契約の締結によって、本件保証契約による不当性が是正されたといえるかどうかについて検討する。

イ Gについては、環境事業課において前項1(1)エ記載の資格要件を満たしていることを確認し、環境局長の決裁により本件基本契約に係る契約保証人として認めている事実が確認できた。環境事業課から提出された平成26年度から平成28年度までの可燃ごみの収集実績、過去3年間(平成29年度から令和元年度まで)の決算報告書、履歴事項全部証明書によれば、Gは、契約保証人の資格要件を満たしていると認められる。

ウ この結果、令和3年3月31日以降、本件基本契約に関し、資格要件を満たした契約保証人1名が岡山市と保証契約を締結していることになるから、本件保証契約による不当性は是正されている。

3 結論

本件保証契約は不当なものであったが、岡山市に損害が発生したとは認められず、また、本件新保証契約が締結され、本件保証契約が解除されたことにより、本件保証契約の不当性が是正された。

よって、本件措置請求は、その理由を欠くことになるから、これを棄却する。

第4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

本件保証契約において、契約保証人が資格要件を満たしていなかったことを看過したことについては、事務手続きにおいて適切さを欠いていたと言わざるを得ない。委託期間中における新たな保証契約の締結に当たっては、資力及び資格能力等の要件審査などを厳重に行うとともに、委託契約業

務に従事する職員への周知徹底を図り、適切な事務の執行に当たられたい。

なお、新たな保証契約書には、保証期間、保証金額及び遡及適用の有無などを明示するよう努められたい。